

むつ市奨学金債権回収業務委託プロポーザルに関するQ&A

	項目	質問内容	回答
1	仕様書 2 (1)	委託債券の詳細を、ご教示ください。 ・他弁護士事務所等へ委託済みの件数、金額 ・未収発生時期（3年未満、5年未満、5年以上等） ・契約を更新した場合の、次年度の委託予定債券の件数、金額	・現在、他弁護士事務所等へは委託しておりません。 ・未収発生時期につきましては、5年以上前となっております。 ・次年度、契約を更新した際の委託予定債権につきましては、今のところ今年度に予定している委託債券のほかに追加はしない予定です。
2	仕様書 2 (2)	訪問業務につきましては、委託者と受託者が協議のうえ弁護士判断にて実施でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
3	仕様書 2 (2)	居所調査業務につきましては、委託者と受託者が協議のうえ弁護士判断にて実施でよろしいでしょうか	お見込のとおりです。
4	仕様書 2 (2)	報告業務の詳細をご教示ください。 ・報告書類に指定様式はありますでしょうか。指定様式の場合、事前に確認することは可能でしょうか。もしくは、受託者の任意様式でよろしいでしょうか。 ・報告期日につきまして「未納者毎の状況を翌月10日までに委託者へ報告すること。」と記載がありますが、「翌月5営業日まで」に協議可能でしょうか。 ・報告媒体につきましては、受託者が電子媒体での報告を基本としている場合、対応していただくことは可能でしょうか。	・指定様式等はありません。様式に記入していただきたい事項をこちらから事前にお示しいたしますので、事業者様の任意の様式に、必要事項を記入していただくような形で対応していただくことを考えております。 ・報告期日につきまして、企画提案書内で提案いただき、業務遂行上合理的であると判断すれば、仕様書の記載を変更いたします。 ・報告媒体につきまして、個人情報保護の対応が取れているのであれば、電子媒体での提出で構いません。

むつ市奨学金債権回収業務委託プロポーザルに関するQ&A

5	仕様書 2 (2)	払込業務の詳細をご教示ください。 ・領収書の発行につきまして「未納者等からの未収金を収納した場合には、領収書を発行すること」と記載がありますが、現金での払込がある場合と未納者からの希望がある場合の発行という認識でよろしいでしょうか。 ・払込方法をご教示ください（口座送金、納付書等） ・払込方法が納付書の場合、「一月毎にまとめて1枚」「未納者ごとに1枚」「未納者の月毎に1枚」かご教示ください。 ・払込期日につきまして、払込方法が納付書の場合「未納者から未収金を回収した月の翌月末日」に協議可能でしょうか。	・領収書の発行について、お見込のとおりです。 ・払込方法について、口座送金でのお支払いを予定しております。 ・払込期日について、末日までの入金に基づき委託料の支払いを予定しております。
6	仕様書 4	委託料につきまして「受託者の口座にいったん入金することとした場合には、入金された額を全額本市の口座に入金することとする」と記載がありますが、未納者が受託者の口座へ入金し、その入金された額を、受託者へ全額入金するという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
7	仕様書 6 (2)	契約終了後の委託債権の記録の提出につきまして「委託契約終了後7日以内にすべての記録及びデータをむつ市に提出しなければならない」と記載がありますが、「翌月5営業日まで」に協議可能でしょうか。	契約終了後の委託債権の記録の提出期日につきまして、企画提案書内で提案いただき、業務遂行上合理的であると判断すれば、仕様書の記載を変更いたします。